

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日 平成 24 年 8 月 22 日
会社名 株式会社新東京グループ
会社名（英訳） Shintokyo Group Co., Ltd.
本店所在地 千葉県松戸市常盤平陣屋前 3 番地の 21
代表者役職氏名 代表取締役社長 吉野 勝秀
問い合わせ先 047-383-7001
U R L <http://www.mr-shintokyo.co.jp/>
コ ー ド 6066

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は、次のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は、昨今のコーポレート・ガバナンスへの関心の高まりに対応し、特に近時の反社会的な企業不祥事の続発に鑑み、公正で透明性の高い経営体制・機能の強化、すなわち株主を重視した経営に徹しなければならないと考え、取締役会の経営監視機能の強化、監査役会設置による監査機能の強化により、経営陣が忠実に株主の委託に応えられるものと考えております。

また、その結果として、数多くの利害関係者から厚い信頼を受け、経営の効率性を高め、競争力の維持強化に繋がるものと考えております。

■ 2. 資本構成

- (1) 外国人株式保有比率 10%未満
(2) 大株主の状況

氏名または名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
吉野 勝秀	199,400	80.40
株式会社 YOSHINO	6,100	2.46
本清鋼材株式会社	5,200	2.10
渡部 和仁	5,200	2.10
渡辺 明週	3,500	1.41
久野 利明	3,500	1.41
澤希運輸有限会社	3,500	1.41
林 伸孝	2,000	0.81
渡部 潤也	2,000	0.81
合同会社 DKB プレミア	1,700	0.69
柏信コーポレーション株式会社	1,700	0.69
川崎 保夫	1,700	0.69
川崎 清輝	1,700	0.69
石井 光暢	1,700	0.69
若杉 秀代	1,700	0.69
村山 安弘	1,700	0.69
渡邊 弘人	1,700	0.69

- (3) 支配株主（親会社を除く） 吉野 勝秀
(4) 親会社の有無 なし

■ 3. 企業属性

- (1) 上場取引所及び市場区分 TOKYO P R O M a r k e t
(2) 決算期 5月
(3) 業種 サービス
(4) 直近事業年度末における（連結）従業員数 100人未満

- (5) 直近事業年度末における（連結）売上高 100 億円未満
 (6) 直近事業年度末における連結子会社数 10 社未満

- 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
 当社は現在において支配株主との取引はなく、そして今後も支配株主との取引を行う予定はありません。
- 5. その他コーポレート・ガバナンス重要な影響を与えうる特別な事情
 該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

- (1) 組織形態 監査役設置会社
- (2) 取締役関係
- ① 定款上の取締役の員数 8名
 ② 定款上の取締役の任期 2年
 ③ 取締役会の議長 社長
 ④ 取締役の人数 4名
 ⑤ 社外取締役の選任状況
 イ. 社外取締役の人数 0名
 ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名
 ハ. 会社との関係 (1) 該当事項は、ありません。
 ニ. 会社との関係 (2) 該当事項は、ありません。
- (3) 監査役関係
- ① 監査役会の設置の有無 設置している
 ② 定款上の監査役の員数 4名
 ③ 監査役の人数 3名
 ④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況
 当社は大会社ではないため会計監査人は設置しておりませんが、清和監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。
 また、当社では、現在までのところ独立した内部監査部門を設置しておりませんが、内部監査担当者との間で、監査実施状況に関して日常的に協議・連携を行っております。
- ⑤ 社外監査役の選任状況 選任している
 イ. 社外監査役の人数 2名
 ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0名
 ハ. 会社との関係 (1)

氏名	属性	会社との関係 (※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
渡部 和仁	その他					○				
五十島 滋夫	公認会計士・税理士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
 b その他の関係会社出身である
 c 当該会社の大株主である
 d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼務している
 e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、

- 三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

ニ. 会社との関係 (2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由（独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む。）
渡部和仁			同氏のコンサルタントとしての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験が、当社の監査役体制を強化する上で大いに寄与するものと考えております。
五十島 滋夫		エムテーカー債権管理回収株式会社監査役（非常勤） 株式会社アクセル監査役（非常勤） ルナスケープ株式会社監査役（非常勤） 太洋物産(株)監査役（非常勤）	同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、長年の会計監査に関する広い経験・知識が、当社の企業価値を高める上で大いに寄与するものと考えております。

(4) 独立役員関係

- ① 独立役員の数 0名
- ② その他独立役員に関する事項 該当事項はありません。

(5) インセンティブ関係

該当事項はありません。

(6) 取締役報酬関係

- ① (個別の取締役報酬の) 開示状況：個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示することといたしております。

なお、当社子会社である株式会社新東京開発の平成 24 年 5 月期における当社の役員報酬の内容は以下のとおりです。

取締役の年間報酬総額	66,680 千円（社外取締役を除く）
監査役の年間報酬総額	一千円（社外監査役を除く）
社外役員の年間報酬総額	5,760 千円

- ② 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無：あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で報酬の総額を決定し、取締役会でその配分を決定しております。

(7) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制

社外監査役に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の健全性及び透明性を高めるため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は4名の取締役（社外取締役0名）で構成されており、毎月1回定例取締役会を開催しております。また、重要な議案が生じた場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会においては、内部統制実現のため、法令および定款に定める事項や経営上の重要事項等に係る意思決定を行うほか、会社の業務実効に係る報告・確認・監査等を行っております。

(2) 監査役

当社の監査役の構成は、社外監査役2名を含む合計3名となっており、かつ企業経営とコンプライアンスに精通した人材を登用し、取締役会に出席して取締役会の運用状況及び取締役の業務執行状況を監査しております。また、毎月1回定例監査役会を開催しております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。

(3) 内部監査

当社は、組織規程、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運営を行う体制を構築しております。内部監査は、社長が経営企画室に任命し、監査対象部門からの独立性を確保するとともに、監査役と連携しながら、業務全体（子会社を含む。）にわたる内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言、勧告を行っております。

(4) 会計監査

当社は、会社法第2条第6項で定義される大会社ではなく、かつ、同法第326条第2項に基づく会計監査人を設置しておりませんが、清和監査法人により金融商品取引法に準じた監査を受けております。

当社は、監査の結果として監査法人より是正勧告や改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施することといたしております。また監査法人は、内部監査結果を踏まえ、監査役と適宜情報交換を行っております。

(5) 指名、報酬等の決定

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。取締役の報酬額は、株主総会で報酬の総額を決定し、取締役会でその配分を決定しております。

■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

■ 2. IRに関する活動状況

IR資料のホームページ掲載：当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。

IRに関する部署（担当者）の設置：経営企画室にて対応しております。

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況
実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務分掌規程及び職務権限規程により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

上記に加えて、当社では、企業が継続的に発展していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、公正で高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であるとの観点からコンプライアンス規程を定めて啓蒙活動しております。

■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、かねてより反社会勢力と絶対に関係を持たないという信念を有しており、現在までに反社会勢力との関係は一切ありません。また、反社会勢力への対応は、会社全体の問題として組織的に対応し、不当な要求には断固として応じません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループにおいては、平成 23 年 1 月に、当社子会社である株式会社新東京開発の定時取締役会において、反社会的勢力排除に関する決議を行っております。これを受けて、同社及び同社連結子会社であった株式会社エコロジスタの主要な会議や各拠点に実施している朝礼などの機会を利用し、定期的にその内容に関する周知徹底を図って参りました。

また、平成 24 年 7 月 21 日開催の当社取締役会において、反社会的勢力排除に関する決議を改めて行い、方針の再確認と徹底を図っております。

さらに、反社会的勢力排除の運営面においては、「反社会的勢力対応規程」が定められており、それに基づき日々さまざまなチェックを行っております。具体的には、例えば、新規取引先については外部調査機関のチェックのほか、日経テレコン 21 による記事検索、およびインターネットの書き込みサイトの閲覧などを行うことによって、取引先に反社会的勢力が紛れ込まないよう細心の注意を払っております。

また、定期的（1年に1回）に上記の新規取引先と同様の作業を実施し、突然反社会的勢力の関与が発生しないようチェックをしております。

さらに、取引先と締結する「取引基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

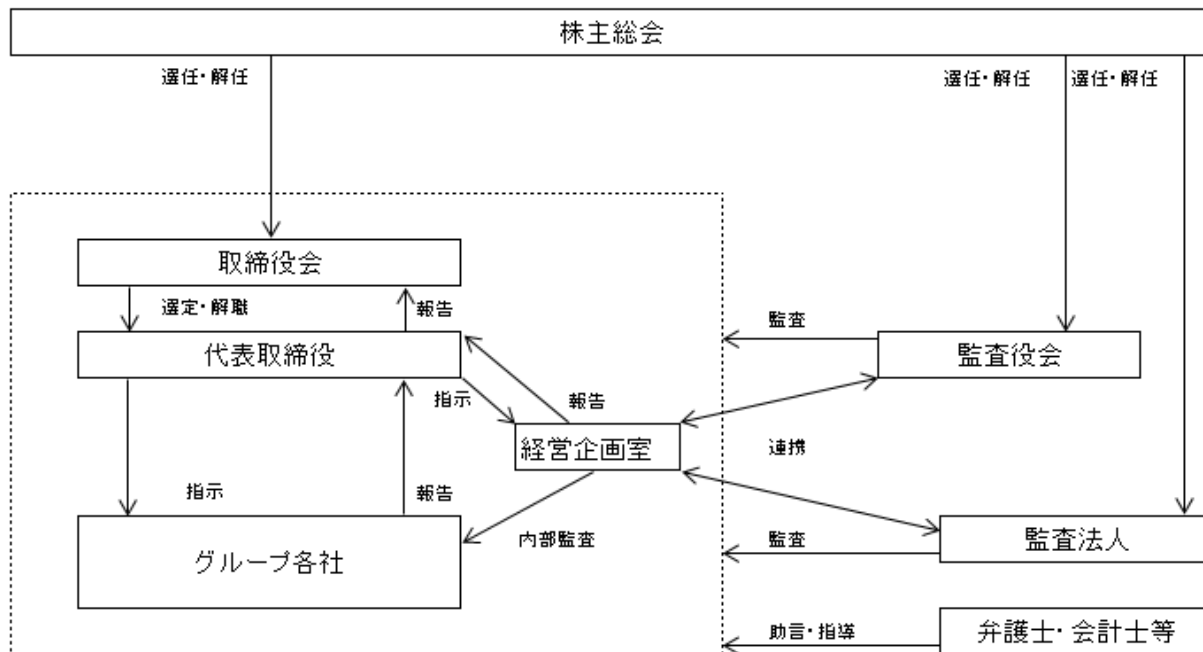
なお、所轄警察署や暴力追放推進センターなどの機関との関係を強化すべく、本社並びに各拠点に不当要求防止責任者を選任・配置しております。

V その他

- 1. 買収防衛策の導入の有無 なし
- 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要
 当社の適時開示体制フローは、次のとおりです。

